**■　指定変更申請について（児童発達支援・放課後等デイサービス）**

　児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて利用定員を増やすときは、児童福祉法第２１条の５の１９の規定により、指定変更申請の手続が必要です。指定変更申請書は、事前相談を受けた上で、変更する前の月１０日までに提出してください。

※　新たなサービスを追加する場合は、指定変更申請ではなく新規指定申請です。

**≪手続きについて≫**

①事前相談（変更の前々月までに）

　　事前予約の上、来庁し相談を行ってください。変更前の状況、変更が生じる理由、変更後の事業計画等分かる書類（様式任意）を持参してください。

　②変更申請書の提出（変更前月１０日締切）

　　事前予約の上、来庁し変更申請書類を提出してください。

　③現地確認

　　変更の状況によって現地確認を行います。現地確認を行うか否かは、事前相談の際にお伝えします

**≪留意事項≫**

　〇サービス量（定員）の増加以外の変更については、変更届出書の提出が必要です。変更

　　の内容によって、提出方法や提出期限が異なりますのでご注意ください。詳細はホームページをご確認ください。

**≪提出書類一覧≫**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更申請が必要なサービス種類 | 必要書類（変更後のもの） | |
| 児童発達支援  放課後等デイサービス | 変更指定申請書（様式第１６号の２）  ・記載例参照 | |
| 付表 | |
| 児童発達支援 | 付表２ |
| 放課後等デイサービス | 付表４ |
| 事業所の平面図  　・寸法、各部屋の用途と面積を記入。  　・指導訓練室、他サービスとの共有部分を色分け。 | |
| 設備・備品等一覧表（参考様式２） | |
| 欠格条項に該当しない旨の誓約書（参考様式８） | |
| 運営規程 | |
| 収支計算書等 | |
| 体制届  　・障害児（通所）給付費算定に係る体制等に関する届出書  　・障害児（通所）給付費算定に係る体制等状況一覧表 | |
| 勤務形態一覧表（別紙２） | |
| その他必要書類（※障害福祉課から指示があった場合） | |

≪提出先≫

　川口市　福祉部　障害福祉課　庶務係

　〒３３２－８６０１　川口市青木２－１－１　（※本庁舎別館）

　　電　話：０４８－２７１－９４４２

　　FAX　：０４８－２５６－５６５０

　　メール：083.03000@city.kawaguchi.saitama.jp